

令和7年門審第8号

裁 決

貨物船A灯浮標衝突事件

受審人 a 1

職名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

受審人 a 2

職名 A二等航海士

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

受審人 a 2 を懲戒しない。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年7月30日07時03分少し前

山口県宇部港

2 船舶の要目

船種船名 貨物船A

総トン数 199トン

全長 59.21メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 736キロワット

3 事実の経過

Aは、平成13年6月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵室前部中央に操舵スタンド、その右舷側に機関遠隔操縦装置及びG P Sプロッター、左舷側に1号レーダー及び2号レーダーをそれぞれ設置し、a 1及びa 2両受審人ほか2人が乗り組み、空倉のまま、船首1.1メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、令和6年7月29日11時20分徳島県徳島小松島港を発し、宇部港に向かった。

a 1受審人は、出航操船を終えて、船橋当直を一等航海士、a 2受審人及び自身による3直制とし、翌30日02時30分船橋当直を一等航海士と交替する際に、次々直のa 2受審人に対し、自身は07時頃に昇橋するので、必要であれば宇部港沖合で漂泊して時間調整を行うように引き継ぐことを指示して降橋した。

a 2受審人は、05時20分宇部港東方沖合で昇橋し、一等航海士より引継ぎを受けて船橋当直を交替し、いずれもヘッドアップ表示とした1.5海里レンジの2号レーダー及びG P Sプロッターを作動させて操船に当たり、06時54分僅か過ぎ宇部港第1号灯浮標（以下「1号灯浮標」という。）から西南西420メートルに当たる宇部港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から205度3.4海里の地点で、船首を北方に向けて機関を中立運転とし、漂泊を開始した。

a 2受審人は、07時00分西防波堤灯台から203度3.3海里的地点に達したとき、昇橋してきたa 1受審人に、折からの風力5の

西風により、船首が000度を向き、東北東方に1.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されている状態及び船位について引き継ぐことなく、船橋当直を交替した。

船橋当直を交替したとき a 1 受審人は、周囲を確認せずに舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で船橋当直に就き、右舷船首84度170メートルのところに、1号灯浮標を視認することができ、その後圧流されながら1号灯浮標に向かって接近する状況であったが、漂泊地点について指示はしていなかったものの、乗船経験が長い a 2 受審人は港外の安全な海域に漂泊しているものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、Aは、07時03分少し前西防波堤灯台から202度3.3海里の地点において、船首が000度を向いたまま、1.8ノットの速力で、その右舷後部が1号灯浮標に衝突した。

当時、天候は曇りで風力5の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、Aは右舷後部外板に擦過傷を、1号灯浮標は太陽光パネル等に破損を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件灯浮標衝突は、宇部港において、風力5の西風が吹く状況下、時間調整のため漂泊する際、見張り不十分で、圧流されながら1号灯浮標に向かって接近を続けたことによって発生したものである。

a 1 受審人は、宇部港において、風力5の西風が吹く状況下、時間調整のため漂泊する場合、圧流されるおそれがあったから、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、a 1 受審人は、漂泊地点について指示はしていなかったものの、乗船経験が長い a 2 受審人は港外の安

全な海域に漂泊しているものと思い、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、1号灯浮標に向かって圧流されて接近していることに気付かず漂泊を続けて衝突する事態を招き、船体及び1号灯浮標に損傷を生じさせるに至つた。

以上のa 1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

a 2受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よつて主文のとおり裁決する。

令和7年12月17日

門司地方海難審判所

審判官 関 昌芳